22　証券化	一								
（うちＳＴＣ要件適用分）	一								
（うち非ＳＴＣ要件適用分）	一								
23　再証券化	一								
24　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—								
（略）									
（略）									

（注）

1～3　（略）

（記載上の注意）

1～12　（略）

13　「22　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「非ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ不適用となったエクスポージャーを対象とする。

14　「24　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

15～17　（略）

22　証券化（オリジネーターの場合）	20～1250								
（うち再証券化）	40～1250								
23　証券化（オリジネーター以外の場合）	20～1250								
（うち再証券化）	40～1250								
24　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—								
（略）									
（略）									

（注）

1～3　（略）

（記載上の注意）

1～12　（略）

（新設）

13　「24　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

14～16　（略）